

揖斐川水辺空間利活用マネジメント事業者公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

桑名市産業振興部 観光課

目次

1	事業者募集の趣旨	2
2	揖斐川水辺空間利活用事業の目的.....	2
3	揖斐川水辺空間利活用事業の対象区域.....	2
4	事業期間	2
5	事業内容	3
6	事業実施条件	5
7	提案内容	9
8	参加資格	11
9	スケジュール	11
10	質問及び回答	12
11	参加申し込み	12
12	提案書の提出	13
13	最優秀提案者の決定.....	13
14	基本協定及び施設使用契約に関する基本的事項	15
15	提案者の失格	16
16	その他	16
17	各種書類等提出先・問い合わせ先.....	16

別紙 1 位置図

別紙 2 ミズベラボ・くわな設置要綱

別紙 3 基本協定書（案）

別紙 4 利活用ルール

1 事業者募集の趣旨

桑名市は、水と緑豊かな自然環境のもと、江戸時代から東海道随一の宿場町として栄えてきました。特に、揖斐川右岸の住吉地区及び七里の渡し周辺地区は、文化的・歴史的資源が多く存在するだけでなく、開放的な水辺の空間景観を楽しむことができる貴重な水辺空間です。こうした水辺空間の一層の活用を狙いとして、全国的にミズベリング・プロジェクトが動き始めました。

本市でも以前から当該地区の賑わいづくりに取り組んでいた民間団体、河川管理者（中部地方整備局木曽川下流河川事務所）とともに「桑名かわまちづくり協議会」を令和3年10月に起ち上げました。令和6年3月には「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、民間事業者による営業活動が可能になり、今年度には桑名かわまちづくり協議会の取組をさらに進める協議会として「ミズベラボ・くわな」がスタートしました。

本市は、公民連携によるさらなる水辺空間のにぎわい創出により、本市の魅力発信と市内をはじめ県内外からの集客や多様な主体の参画を図り、観光都市の創造を目指しながら、水辺空間の利活用促進に取り組んでいきます。

この募集において、本市の揖斐川水辺空間利活用事業のパートナーとして、事業全体のマネジメントを担う事業者（以下、「マネジメント事業者」と呼ぶ）を募集いたしますので、本要領の内容を十分に把握されたうえでご応募ください。

2 揖斐川水辺空間利活用事業の目的

桑名市及び河川管理者と協力し、水辺空間における民間営利活動を含めた利活用を推進し、水辺空間の賑わい創出と、桑名市ならではの文化的・歴史的資源を活かしたまちづくりを実現する。

3 揖斐川水辺空間利活用事業の対象区域

「別紙1 位置図」参照

都市・地域再生等利用区域指定範囲

桑名市大字福島地先から同市赤須賀地先

但し、住吉浦休憩施設を除くこととし、六華苑第2駐車場については管理運営委託業務を発注しており、事業実施の際は受託事業者と個別に調整する事とする。

・以下、この区域を「事業可能区域」、「別紙1 位置図」に示した占用範囲「事業区域」と呼びます。なお、事業可能区域内かつ事業区域外において事業を実施する場合、市から河川管理者への河川法の占用許可申請等を要するため事前協議すること。また、占用許可等を受け事業を実施する範囲においては事業区域に準ずるものとし、注意事項等を遵守すること。

4 事業期間

- ・基本協定締結の日から令和11年3月31日までを事業実施期間とします。
- ・ただし、マネジメント事業者に事業期間延長の意向がある場合、令和10年度までの「ミズベラボ・くわな」における事業評価の際に良好な評価を受けることで、最長で5年間（令和16年3月31日まで）事業実施期間を延長することができます。
- ・基本協定とは別に単年度ごとの施設使用契約を締結します。詳細は「1-4 基本協定及び施設使用契約に関する基本的事項」を参照してください

5 事業内容

マネジメント事業者は事業区域において、賑わい創出活動として以下の事業を実施してください。

(1) 事業区域の活用

- ・事業区域内でのイベント開催を希望する事業者（以下、「イベント事業者」と呼ぶ）及び一定期間施設を設置してのサービス提供を希望する事業者（以下、「施設使用者」と呼ぶ）の募集、誘致し、施設利用者との使用契約を行う。
- ・事業区域内で開催するイベントの企画、運営及び開催希望者の募集並びに使用承認、事業区域の使用に関する調整を行い、事業区域の利用促進を図る。
- ・事業区域内におけるサービス提供の企画、運営管理。
- ・事業区域内に出店する飲食店や売店等について、配置計画の立案及び設営管理。
- ・イベント使用者及び施設使用者を含む出店者の営業状況を管理監督し、営業に関する条件を遵守する。
- ・店舗の設えや設営物を工夫し、事業区域に調和した魅力的な空間を形成する。
- ・事業区域内への工作物の設置やイベント開催に必要な行政手続きを遅滞なく行う。

(2) 事業区域の維持管理

- ・事業で生じたごみの収集を行い、事業区域を清掃することで美化に努める。
- ・事業実施にあたり、必要に応じた利用環境施設（仮設トイレ等）の整備及び維持管理。
- ・草刈りや除草などによる河川環境（水辺空間）の整備保全。

(3) 情報発信

- ・事業内容や、揖斐川水辺空間の魅力を広く発信できる広報計画の立案とその実施。
- ・専用 WEB サイトの開設、SNS を活用した情報発信など、事業に関する情報を随時発信し、不特定多数の方が閲覧可能な媒体の用意と管理運営の実施。

(4) 記録・報告

- ・事業実施状況の記録（画像や動画など）、広報物や報告書等の資料として使用できる素材の収集
- ・事業評価や分析に必要なデータ（利用者数、イベント使用者や施設使用者を含む出店者やイベント関係者の売上、マネジメント事業者の事業収支など）の収集、管理。
- ・マネジメント事業者の本事業に関わる収支報告（書式は任意）を各年度の計画時と終了時に提出する。
- ・提案内容の実施状況が確認できる資料を作成し、各年度の終了時に報告する。

(5) 関係団体との協議等（事業実施にかかる法定手続き等とは別に必要となる業務）

- ・「ミズベラボ・くわな」の開催に際し、運営状況に関する情報共有と取り組みの発展に向けた議論に参加する。（「別紙2 ミズベラボ・くわな設置要綱」参照）

- ・新たに実施するイベント開催や施設使用について「ミズベラボ・くわな」で審査を受けるための資料を作成する。

ミズベラボ・くわな（各年度の事業計画時や事業実施後など 適宜開催）

【 役 割 】 ・事業可能区域の利用・管理運営に関するルール、マネジメント事業者等について意見を付する

・イベント開催及び施設使用に対して意見、合意を付する

【具体的な活動例】 ・事業評価に関する事項

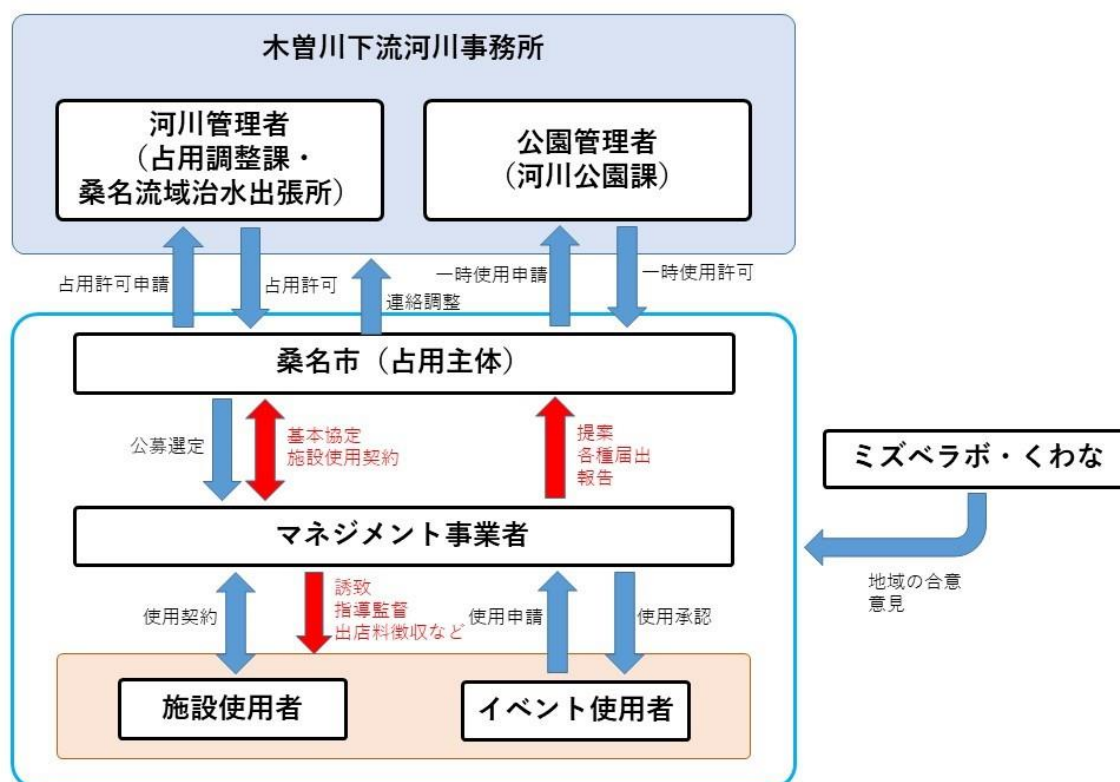
・事業報告に関する事項

・イベント内容や施設設置によるサービス提供内容の審査

・マネジメント事業者選定（プロポーザル）に関する議論 など

(6) 揖斐川水辺空間利活用マネジメント事業実施体制図

- ・この事業実施体制図は本事業の関係者それぞれの役割を示したものです。
- ・選定されたマネジメント事業者は桑名市と基本協定及び施設使用契約を締結します。
- ・この図ではマネジメント事業者が実施すべき事項を赤字で表しています。



上図における桑名市の役割

- ・占用主体としての河川管理者との連絡調整。
- ・マネジメント事業者の計画を事業可能区域内で実現するための指導・助言。
- ・広報くわな、プレスリリース等、本市が有する広報手段による事業 PR への協力。
- ・「ミズベラボ・くわな」の開催に関する事務や、各委員への情報共有など。

6 事業実施条件

事業区域内で事業を行うにあたっては条件があります。以下の条件を踏まえたうえで事業を計画してください。

(1) 事業区域の活用に関する条件

ア 営業に関する条件

- ・営業の開始にあたっては各種行政手続きの許可及び「ミズベラボ・くわな」の合意を受けた日以降に可能となります。（「(4)行政手続きに関する条件」参照）
- ・施設使用契約期間中は事業区域の活用が可能となります。
- ・営業が可能な時間は原則午前7時から午後10時までとします。午後10時には完全退席（関係者等含む）をするよう徹底してください。音出し行為は原則午前10時から午後9時まで、火気の使用は原則午後9時までとなります。ただし、宿泊でのキャンプなど内容によっては「ミズベラボ・くわな」の合意を得ることで時間延長可能とします。
- ・営業開始前に本市と定める条件に応じ、強風、大雨、河川の水位上昇等の事象が予想される場合は警戒体制を取り、中止基準に達した際は営業を中止してください。
- ・事業区域内において本市または河川管理者が主催、共催する催しもしくはマネジメント事業者が決定する以前に開催を決定し、本市と協議を進めていた催しが開催される場合は事前に催しの主催者からの協議を受け、その開催に協力をしてください。
- ・例年7月に開催される「桑名水郷花火大会」では事業可能区域が観覧会場となります。花火大会当日及び設営、撤収、清掃作業に関して支障のある場合は市の依頼により休業日とする場合があります。休業日とする場合に撤去可能な工作物については撤去してください。
- ・マネジメント事業者はイベント使用者や施設使用者等との連絡調整を行うため、マネジメント事業者を代表とする組織を構成し、健全な管理運営がされるよう努めてください。

イ 工作物等を設置する場所に関する条件

- ・事業区域のうち、施設（店舗やその他設営物など）が設置可能な場所は、堤防の天端部分に限ります。日々撤去が可能な簡易設置物（異常気象時、河川水位の上昇時において速やかに撤去することができる施設）については事業区域であれば高水敷にも設置可能です。
- ・流水部に工作物を設置する場合は、流水の阻害や河川管理施設への影響が懸念されるため、設置方法等について事前に本市と協議をしてください。

ウ 工作物の設置撤去方法に関する条件

- ・使用期間終了後には工作物設置箇所を使用前の状態に復元してください。
- ・工作物の設置にあたっては利用者（本事業の利用者及びその他自由使用者）の動線を確認してください。
- ・強風、大雨、河川の水位上昇等の事象が予想される場合は、本市とあらかじめ定める撤去や補強といった工作物ごとの対応を速やかにとり、第三者へ被害が及ばないようにしてください。
- ・事業区域の施設を汚損する恐れがあるものを使用する場合は、施設管理者へ事前に相談し、使用の可否や条件についてその指示に従ってください。

エ 車両の乗り入れに関する条件

- ・車両走行や停車により現状維持が困難な範囲（例えば、芝生）には、敷き鉄板や養生シートなどの現状を損なわない養生を行ってください。
- ・キッチンカーやキャンプに伴う自家用車の乗り入れは可能です。事前に桑名市に駐車エリアを申請してください。
- ・事業区域内に放置車両が発生しないよう、責任をもって車両を管理してください。

オ 火気の使用に関する条件

- ・露店やバーベキュー等の火気を使用するイベントを実施する場合は、桑名市消防署で必要書類（火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書、催物開催届出書、露店等の開設届出書等）を提出してください。
- ・火気の使用は、桑名市の定めた時間（原則、午後9時まで）となります。火力は必要最低限に留め、とくに夜間は火力の上げ過ぎには注意してください。
- ・直火での着火は禁止します。必ず焚き火台等の足つきコンロを利用し、地面に炭などが落ちないように注意してください。
- ・使用するエリアに、雑草や枯葉等の延焼し得るものがないか十分に確認してください。
- ・消火器や水の入ったバケツを近くに置き、緊急時にすぐに消火ができる準備をしてください。
- ・灰や燃え殻を。事業区域に残さないようにしてください。

カ その他の条件

- ・マネジメント事業者は事業区域における、他の事業者（イベント使用者及び施設使用者、出店者や公共イベント実施者など）と情報共有など協力し、必要に応じて連携すること。

(2) イベントの誘致、開催及びその管理に関する条件

- ・事業区域において前例のないもの、大規模な設営物を要するもの、水面を利用するものについては、開催希望日の1.5か月前には本市から企画の概要の確認を受けてください。
- ・マネジメント事業者が企画、誘致したイベントのほかにも事業可能区域を使用するイベントが実施される場合は、企画内容を把握したうえで開催時期、場所、使用条件の調整を行ってください。

(3) 店舗展開による空間形成に関する条件

- ・河川景観やSDGsに配慮し、テントやシートの色づかいや素材、のぼりや看板のサイズ等を決定してください。
- ・河川景観を妨げるような高い構造物（2m以上）を設営したい場合は、あらかじめ桑名市に申し出てください。

(4) 行政手続きに関する条件

- ・事業の実施にあたってはその内容に応じ、あらかじめ対象となる許可及び検査の合格通知を受けなければなりません。
- ・それぞれ提出前に提出先へ事前に相談が必要となりますので、遺漏、遅滞のないよう各機関へ提出してください。

- ・各種許可を受けたのちにその内容が変更になる場合は、事前に変更または追加の申請が必要となります。マネジメント事業者は各出店者の計画変更について把握し、未申請の行為が行われないよう確認・指導をしてください。
- ・以下の表には主な手続きの一例を記載していますが、事業内容によって不要になるもの、追加で必要になるものが生じる可能性があります。

申請名称	対象	申請者	提出先
河川法第26条1項（工作物の新築等の許可）の許可申請	河川区域内の土地における工作物の新築及び除却	桑名市（観光課）	中部地方整備局（木曽川下流河川事務所 桑名流域治水出張所）
建築許可申請	仮設建築物の建築	マネジメント事業者及び施設使用者（対象となる建築物の管理者）	桑名市（都市計画課）
建築確認申請	建築物の建築	マネジメント事業者及び施設使用者（対象となる建築物の管理者）	桑名市（建築審査室）
都市計画法第53条（建築の許可）又は第65条（建築等の制限）の許可	都市計画緑地内における建築物の建築等	マネジメント事業者及び施設使用者（対象となる建築物の管理者）	桑名市（都市計画課）
景観法第16条に基づく届出	一定規模以上の建築物の建築等	マネジメント事業者及び施設使用者（対象となる建築物の管理者）	桑名市（都市計画課）
屋外広告物申請	屋外広告物	桑名市（観光課）	桑名市（都市計画課）
臨時飲食店営業許可申請	季節および臨時食品営業	出店者（マネジメント事業者の直営店も含む）	桑名保健所（衛生指導課）

(5) 事業区域の環境保全に関する条件

- ・事業に伴い生じたごみはマネジメント事業者の責任により適切に収集・処分をしてください。
- ・利用者が事業区域で購入した飲食物の容器等は事業区域内で確実に回収してください。また、近隣のごみ箱や河川区域、路上に遺棄されることがないように対策をしてください。

- ・飲食店等で生じた汚水は下水道に接続するなど、適切に処理をしてください。
- ・河川の水質や水生生物に悪影響を及ぼす行為は行わないでください。
- ・周囲の迷惑となる騒音・煙・匂いを発生させないようにしてください。

(6) 一部区域内施設の維持管理に関する条件

- ・事業区域において工作物を芝生の上に設置することや踏圧、日照不足などの影響により芝生の衰弱がみられる場合は工作物の配置変更や、立ち入り制限によって芝生の養生に努めてください。
- ・事業区域において除草及び芝生の草刈り作業を実施してください。実施にあたっては事前に河川管理者へ実施時期、実施方法を確認してください。なお、除草剤の使用は禁止されています。

(7) 利用者の安全確保に関する条件

- ・緊急時には利用者の安全確保に努めるとともに、あらかじめマネジメント事業者と本市で定めた連絡体制に基づき、市、河川管理者、事業関係者等に対し、運営管理状況や事故発生状況等について、速やかに情報共有を行ってください。
- ・水上または水際のイベント実施にあたっては救命胴衣を着用してください。
- ・河川への転落事故に備え、救命浮き輪等の救助手段を備えてください。

(8) 記録・報告に関する条件

- ・記録した画像や動画を本市が広報や報告資料で使用する際は、本市の求めに応じそのデータを提供してください。なお、提供されたデータについて本市の使用に制限を求めることはできません。
- ・日ごとの利用者数、売上げ、その他マーケティングや事業評価に必要とされるデータの収集、収支などの管理を行い、収集したデータは本市の求めに応じ提供してください。

(9) 共通禁止事項

- ・事業区域及びその周辺に混乱または危険が生じる行為。
- ・公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがある行為。
- ・集团的、常習的に暴力不法行為を行う組織の利益になる行為。
- ・特定の政治団体、宗教団体の利益になる行為。
- ・勧誘、キャッチセールス等の行為。

(10) マネジメント事業者側の費用負担に関する条件

- ・事業に要する一切の費用の負担はマネジメント事業者によるものとします。
- ・負担する費用の例
 - ア 営業準備に関する費用、運営費、維持管理費（備品購入、人件費、材料費、光熱水費、情報発信費等、一部区域内施設の維持管理費）、損害賠償等保険料
 - イ 清掃及び環境対策に関する費用
 - ウ 各種行政手続きに要する申請費用
 - エ 緊急時及び本市が主催するイベント等実施時における工作物等の移動に係る費用
 - オ 原状回復費用
 - カ マネジメント事業者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷した場合の修繕費用

7 提案内容

(1) 提案の前提条件

- ・新たに提案された計画については関係機関との協議や詳細の確認が必要となり、プロポーザル時に評価を得たとしてもその実施を確約できるものではありません。
- ・実施にあたり安全性や周辺に与える影響の予測が難しい企画については、試行を重ね課題の抽出と対策をした後に本格的な導入をするプロセスを踏む場合があります。
- ・これまでの章で述べた事業の目的、内容、条件を理解したうえで事業者の自由な発想やアイデアをもって賑わい創出と持続可能なまちづくりに寄与する事業を提案してください。

(2) 提案書作成要領

- ・様式は任意としますが、項目ごとに評価するため、必ず項目を見出しで明示したうえで、各項目について記載してください。
- ・以下の表の『内容』は提案書に記載されたい内容について大まかな方向性を示したものです。
- ・用紙のレイアウトは自由ですが、表紙及び目次を除いてA4換算で25ページを上限とし、各ページにページ番号を附番してください。
- ・テキストに関する条件は「16 その他(5)」に記載のとおりです。
- ・提案書内での図や写真の使用に関して制限はありません。

項 目	内 容
表紙	表現自由
目次	表現自由
1 事業コンセプト マネジメント方針	本事業の目的を理解したうえで次の事項に触れながら事業全体のコンセプトを提案すること ・利用者に提供する体験価値 ・計画している事業の強み ・事業全体のターゲットの具体的な考え方 ・揖斐川水辺空間にどのような魅力を創出するか ・市民ニーズの把握とその対応について提案すること ・地域の特性をふまえ、「公共性の確保」、「地域活性化」、「環境保全」の視点からマネジメント事業者に求められる役割や、運営の在り方について述べること ・複数年契約を考慮した事業計画を立案
2 平面計画 空間づくり	・事業可能区域内のどこでどのようなサービスを提供するか、平面図を使いながら提案すること ・河川区域の利用や多様な世代への対応など、どのように事業可能区域の空間を利用するか提案すること

3 テナント計画	・ 出店する飲食・売店その他サービス提供の内容、形態についての方 向性 ・ テナントの募集方法（例：公募、事業者のネットワーク、もしく は直営） ・ 桑名市の食や文化、観光などの魅力発信につながるサービス提供 をどのように実施するか ・ その他提案事項
4 イベント計画	・ 開催を予定しているイベントの内容（複数可） ・ イベント関係者をどのように募るか（例：公募、事業者のネット ワーク、もしくは直営） ・ イベント関係者とどのように連携するか ・ その他提案事項
5 地域連携 地域貢献	・ 事業可能区域の特性を踏まえ、地域（市民、周辺の企業、団体や 商店街など）と連携して実施する取り組みを提案すること ・ 利用環境の整備、保全に貢献できる内容について提案すること ・ 芝生の保全についてどのような配慮をするか提案すること
6 広報 コミュニケーション	実施・運営情報をどうやって認知してもらうか、また揖斐川水辺空間 の魅力をどのように発信するか、以下の項目も踏まえながら具体的 な広報計画を提案すること ・ 広報ターゲットを的確にとらえた計画を提案 ・ 専用の Web サイトを設ける場合はその内容、運用方法について も計画に加えること ・ 利用マナーや過ごし方についてどのように意識啓発をしていくか提 案すること
7 運営・管理・収支計画	・ 責任者及びスタッフの人員体制 ・ （共同企業体の場合）共同企業体の役割分担 ・ 事業者が過去に主体的に実施した本事業に類似する業務、あるい は本事業に生かせる業務があればその実施内容 ・ 本事業に携わるスタッフが類似事業を担当していた場合はその関 わり方 ・ 日ごとの利用客数および売り上げを把握・管理する方法 ・ 事業評価に活用できるデータの収集を計画していればその方法 ・ 提案内容を運営する上での収支計画書
8 提案者 PR 自由提案	・ 1～7で提案した内容のほかに、自社の強みを生かし差別化でき るアピールポイントがあれば提案すること ・ その他提案事項

8 参加資格

提案者は、以下の要件の全てを満たすことを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。もしくは三重県市町総合事務組合へ入札参加資格審査申請済であること。
- (3) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年桑名市告示第159号）による入札資格停止期間中でない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

ア 構成企業は上記すべての要件を満たしていること。

イ 共同企業体の構成にあたり、代表構成員は本市内に本社又は支店、営業所等を有する事業者とすること。

ウ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

9 スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始 | : 令和6年12月25日（水） |
| (2) 質問提出期限 | : 令和7年1月17日（金）午後3時必着 |
| (3) 質問回答 | : 令和7年1月21日（火） |
| (4) 参加申請提出期限 | : 令和7年1月24日（金）午後5時必着 |
| (5) 提案書提出期限 | : 令和7年1月31日（金）午後5時必着 |
| (6) プロポーザル評価会議 | : 令和7年2月5日（水）～2月14日（金）の間 |
| (7) 審査結果通知 | : 令和7年2月中旬 |
| (8) 基本協定及び使用契約締結 | : 令和7年3月中旬（予定） |

10 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問をする場合には、質問書（様式第5号）を提出してください。

提出期限：令和7年1月17日（金）午後 3時必着

提出方法：E-mail

メールの件名は「【揖斐川水辺空間利活用事業】プロポーザル質問書」としてください。

回答方法：令和7年1月21日（火）までに、桑名市ホームページで掲載します。

※電話・FAX による対応は致しません。

※回答は、本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

※本要領に関係のない事項、審査の公平性に影響する事項、単に意見表明と解される内容等と判断するものについては回答しません。

11 参加申し込み

(1) 提出書類

ア 単独法人の場合

- ・参加表明書（様式第1－1号）
- ・会社概要（様式第3号）

イ 共同企業体の場合

- ・参加表明書（様式第1－2号）
- ・委任状（様式第2号）
- ・会社概要（様式第3号）

※構成員ごとに提出してください

(2) 提出期限及び提出方法

令和7年1月24日（金）午後5時までに持参又は郵送により提出してください。 郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとします。

(3) 辞退

参加申請書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式第4－1号）を提出してください。また、共同企業体の場合は、（様式第4－2号）を提出してください。

提出期限は令和7年1月31日（金）午後 5時までとします。

1 2 提案書の提出

- (1) 提出書類 : 「7 提案内容」参照
- (2) 提出部数 : 7 部（正本1部、副本6部）
副本は応募者の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、資本関係等、提案者を特定できる内容をマスキングした状態で提出してください。
- (3) 提出期限 : 令和7年1月31日（金）まで ※土・日曜・祝日を除く
- (4) 受付時間 : 午前9時～午後5時
- (5) 提出方法 : 持参又は郵送により提出してください。
郵送の場合は、提出期限までに必着とします。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルを辞退したものとします。
- (6) その他 : 提案者が5者以上となった場合は事務局で書類審査を実施することがあります。

1 3 最優秀提案者（以下「候補者」という）の決定

- (1) プロポーザル評価会議
候補者の決定は、ミズベラボ・くわな委員の選抜及び本市職員による評価会議において行います。
- (2) 決定方法
 - ア 候補者の決定は、各提案者提出の提案書及びプレゼンテーションの内容を基に審査を実施します。
 - イ 評価会議は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は提案者へ別途通知します。
 - ウ 審査は、各評価委員が下記「(3) 審査基準」に基づいて審査を行い、出席委員の評価点数の合計が一定点数（60×出席委員数）以上かつ、出席委員の評価点数の合計が最も高い者を候補者、次に高い者を次点者に決定します。2者以上が同点となった場合は、評価会議での協議により順位を決定します。
 - エ 提案者が1者のみであった場合においても、評価会議による審査を行います。審査の結果、出席委員の評価点数の合計が一定点数（60×出席委員数）以上であった場合、その者を候補者とします。

(3) 審査基準 提案内容を審査する際の基準は以下のとおりとします。

項 目	審査の視点	配点
1 事業コンセプト マネジメント方針	・コンセプトは事業の目的を理解し、達成への期待をできるものであるか ・揖斐川水辺で行う事業としてふさわしいものであるか ・多様な人々が楽しめるものであるか ・市民ニーズをとらえ、コンセプトに結びつけられているか。 ・本事業のマネジメント組織に求められる役割（地域活性化・環境保全等）について、地域の特性を理解した記述となっているか ・複数年契約を考慮した事業計画が提案され、その効果について言及されているか	20
2 平面計画 空間づくり	・利用者（利用客以外の自由使用者も含む）にとって使いやすく、利用促進に寄与するものであるか ・現地および後背地の状況に調和する計画であるか ・利用者からの好感を得られる空間形成を期待できるか	10
3 テナント計画	・事業コンセプトを踏まえたうえで、個々のテナント計画としてのターゲットを明確にしているか ・揖斐川水辺ならではの体験価値を提供できるものであるか ・桑名市の魅力発信効果を期待できるものであるか	10
4 イベント計画	・事業コンセプトを踏まえたうえで、個々のイベント計画としてのターゲットを明確にしているか ・揖斐川水辺ならではの体験価値を提供できるものであるか ・多様なイベント関係者が参加できるシステムになっているか	10
5 地域連携 地域貢献	・地域（市民、周辺の企業、団体や商店街など）と連携を図ることで地域の活性化に寄与する取り組みであるか ・利用環境の整備、維持管理に関して意欲的かつ具体的な取り組みであるか ・芝生の保全に対して意欲的かつ具体的な取り組みであるか	20
6 広報 コミュニケーション	・Web や SNS などにおける多言語配信など、インバウンドの増加や多様な利用者などを意識した計画となっているか。 ・桑名市や水辺空間の魅力を発信できる具体的かつ効率的な広報計画となっているか ・住吉、七里の渡し周辺エリアへの親しみを醸成することが期待できるか	10

7 運営・管理・収支計画	・提案内容を安定的に運営できる体制が組まれているか ・本事業に資する実務経験を有しているか ・収支計画は提案内容に照らし、妥当なものとなっているか ・利用者数、売上の把握方法は効果的かつ効率的で確実性があるか。 ・事業の効率化、改善のためのデータ収集に意欲的に取り組むか	10
8 提案者 PR 自由提案	・自社の特徴、強みを生かした提案であり、実現可能性を考慮した取り組みとして成果が期待できるか ・これまでの実施状況に関する意見等に対する取組が提案されていて成果が期待できるか	10

(4) 審査結果等の公表

ア 候補者の公表等

審査結果については、すべての提案者に対し郵送により通知するほか、本市ホームページに掲載します。

イ その他

- ・候補者に決定した者が、「15 提案者の失格」に該当することになった場合は、決定を取り消すものとします。

14 基本協定及び施設使用契約に関する基本的事項

(1) 基本協定書及び施設使用契約書（以下「契約等（案）」という。）

ア 基本協定書（「別紙3 基本協定書（案）」参照）

事業実施期間（「4 事業期間」参照）における施設の使用について優先的に使用可能とすることなどを定めたもの。

イ 施設使用契約書（「別紙3 利活用ルール」に基づく事とする）

基本協定書とは別に単年度ごとの具体的な施設使用について定めたもの。

毎年度、事業終了後、「ミズベラボ・くわな」において事業評価を行い、必要に応じて契約内容の見直しを実施して再度施設使用契約を締結するものとし、基本協定書の年数まで繰り返すものとする。

(2) 契約等の方法

ア 本市と候補者とで契約等の締結交渉を行い、合意に至った場合は契約等を締結します。

イ 候補者との契約等締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と交渉します。

ウ 契約等の締結後においても、マネジメント事業者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約等を解除することができるものとします。

(3) その他の留意事項

施設使用契約時における仕様は、実施要領に基づき決定します。本市と候補者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがあります。

1 5 提案者の失格

次のいずれかに該当したものは、失格とします。

- (1) 「8 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者。
- (2) 提案書提出期限に遅れた者。
- (3) 参加申請書を提出した日から評価会議において審査が終了するまでの間に評価会議委員又は事務局に不正な接触を行った者。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反した者。

1 6 その他

- (1) 提案書の作成・プレゼンテーション等にかかる費用については提案者の負担とします。
- (2) 本市は、提出された提案書やデザイン等を提案者に無断で使用しません。
- (3) 提出されたすべての提案書は返却しません。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合があります。
- (5) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。また、使用する文字の大きさは、原則として、11ポイント以上とします。図を用いる場合の注釈等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。

1 7 各種書類等提出先・問い合わせ先

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市産業振興部観光課

電話：0594-24-1231 FAX：0594-24-1140

E-mail：kambunm@city.kuwana.lg.jp